

令和3年度大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業補助金 令和3年度大蔵村やまがたの家需要創出事業補助金について

これは、本村に住所を有する人や3月15日までに本村に転入できる人が村内業者や県内業者をつかって新築工事やリフォーム等工事を行う場合に該当となる補助金制度です。

※実際に該当するかは工事内容等によります。

※この補助金の詳細については、補助金交付要綱をご覧ください。

(申請受付期間) 令和3年4月1日から令和4年2月15日まで

※工事着手の前に申請し、令和4年2月28日までに竣工し工事完了届を令和4年3月15日まで提出する必要があります。

※申請受付は、予算がなくなり次第終了いたします。

(補助金の額) 住宅1戸当たりの補助金の額は、次の表のとおりとします。

やまがたの家需要創出事業（一般リフォーム支援分）

交付対象工事	契約業者	補助金の額等	限度額
リフォーム等工事	村内業者	事業費の20%	30万円
	県内業者	事業費の10%	12万円
新築工事	村内業者	事業費の20%	50万円

やまがたの家需要創出事業（耐震改修支援分）

交付対象工事	契約業者	補助金の額等	限度額
耐震改修工事	県内業者	事業費の30%	40万円

暮らそう山形！移住・定住促進事業（持ち家リフォーム支援分）

交付対象工事	契約業者	補助金の額等	限度額
移住世帯 新婚世帯 子育て世帯 リフォーム等工事	村内業者	事業費の30%	50万円
	県内業者	事業費の20%	20万円

※ 申請時に本村に住所を有しない人又は、本村に住所を有して1年を経過しない人が、自ら居住するために本村にある住宅を購入しリフォーム等工事又は新築工事をする場合は、前項の補助金額に50万円を加算します。ただし、新築工事については県内業者が施工する場合は50万円を限度とします。

※ リフォーム等工事の内容によっては、補助金を受けられない場合がありますので、事前にリフォーム概要をご相談くださるようお願いいたします。

※ 「交付要綱」、「申請書等各種様式」、「持ち家リフォーム支援の手引き」を村ホームページよりダウンロードすることができます。「持ち家リフォーム支援の手引き」には、本事業に該当する要件工事の詳細内容が掲載されておりますのでご参照ください。

補助金に関するご相談は、役場地域整備課維持管理係
(電話 75-2102) にお問合せください。